

改正 令和 8 年 3 月 2 5 日 原規総発第 2603258 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1~339	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1~339	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>340</u>	<u>部門 (部安全規制管理官に係るものに限る。)</u>	<u>東京電力福島第一原子炉施設規則第18条の2第1項第2号の規定による発電用原子炉施設のうち使用を開始したものの性能について行う検査 (検査の基本方針に係るものを除く。)</u> に関すること。	<u>主管課等の長</u>	<u>東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長</u>	<u>否</u>
<u>340</u>	(略)	東京電力福島第一原子炉施設規則第	(略)		(略)	<u>341</u>	(略)	東京電力福島第一原子炉施設規則第	(略)		(略)

		<u>18条の2第1項第2号</u> の規定による保安のための措置の実施状況について行う <u>検査</u> に関すること。						<u>18条の2第1項第3号</u> の規定による保安のための措置の実施状況について行う <u>検査(検査の基本方針に係るものを除く。)</u> に関すること。			
<u>341</u>	(略)	東京電力福島第一原子炉施設規則第 <u>18条の2第1項第3号</u> の規定による特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について行う <u>検査</u> に関すること。	(略)		(略)	<u>342</u>	(略)	東京電力福島第一原子炉施設規則第 <u>18条の2第1項第4号</u> の規定による特定核燃料物質の防護のための措置の実施状況について行う <u>検査(検査の基本方針に係るものを除く。)</u> に関すること。	(略)		(略)
<u>342</u>	(略)	東京電力福島第一原子炉施設規則第 <u>18条の2第1項第4号</u> の規定による必要な <u>検査</u> に関	(略)		(略)	<u>343</u>	(略)	東京電力福島第一原子炉施設規則第 <u>18条の2第1項第5号</u> の規定による必要な <u>検査(検査</u>	(略)		(略)

		すること。										
<u>343</u> ～ <u>347</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)							
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)							
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)							
<u>344</u> ～ <u>348</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
<u>349</u>	部 門 (部安 全規制 管理官 に係る ものに 限る。)	東京電力福島第一 原子炉施設規則第 28条第1項第1 号の規定による承 認に関すること。	原子力 規制部 長	東京電 力福島 第一原 子力発 電所事 故対策 室長	否							
<u>350</u>	部 門 (部安 全規制 管理官 に係る ものに 限る。)	東京電力福島第一 原子炉施設規則第 28条第2項第1 号の規定による溶 接検査の省略の指 示に関すること。	原子力 規制部 長	東京電 力福島 第一原 子力発 電所事 故対策 室長	否							
<u>351</u>	部 門 (部安 全規制 管理官	東京電力福島第一 原子炉施設規則第 31条の規定によ る溶接検査又は輸	主管課 等の長	東京電 力福島 第一原 子力発	否							

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	に係る ものに 限る。)	入溶接検査の検査 実施要領書の策定 に関すること。	電所事 故対策 室長		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	部 門 (部安 全規制 管理官 に係る ものに 限る。)	東京電力福島第一 原子炉施設規則第 33条の規定によ る溶接検査又は輸 入溶接検査の終了 に関すること。	原子力 規制部 長	東京電 力福島 第一原 子力発 電所事 故対策 室長	否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	部 門 (部安 全規制 管理官 に係る ものに 限る。)	東京電力福島第一 原子炉施設規則第 33条の規定によ る溶接検査又は輸 入溶接検査の終了 証の交付に関する こと。	主管課 等の長	東京電 力福島 第一原 子力発 電所事 故対策 室長	否
<u>348</u> ～ <u>350</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)					